



旭川市産前・産後ヘルパー事業の御案内

ヘルパーが家事や子育てをお手伝いします

産前・産後の体調が不安定な時期に、毎日の家事や育児に大変さを感じている方をサポートします。

市内のヘルパー事業者がお宅にうかがい、家事・育児の支援をいたします。ひとりでごんばりすぎず、手助けが必要な時はぜひ御利用ください。



つわりでからだがつつく、動けない

赤ちゃんとの生活、家事に手が回らない

少しでも体を休めたい…赤ちゃんをみてほしい

上の子のお世話を手伝ってほしい

一人での子育てが不安…

利用できる方

旭川市に住民票のある妊娠中又は産後1年未満（多胎の場合は産後2年未満）の方

*利用対象の方には、妊娠届出時等の窓口又は郵送で利用券を交付しています。

（対象となる全ての方に交付しています。申請手続きは不要です。）

*転出等で旭川市外に住民票を異動した場合は、御利用いただけませんので御注意ください。

支援の内容

家事に関するもの ～ 食事の準備や後片付け、衣類の洗濯や簡単な補修、お部屋の掃除やお片付け、生活必需品の買物 など

※大掃除、床のワックスがけ、浴室のカビ取り、換気扇掃除、庭の掃除、草とり、大量の洗濯、大きな買物などはできません。

育児に関するもの ～ 授乳、オムツ交換、沐浴のお手伝い、上のお子さんのお世話 など

※保護者が一緒にいる場所でお手伝いをします（託児ではありません）。

★支援内容の詳細については、旭川市ホームページ（裏面にQRコードあり）を御覧ください。

利用できる回数

1回の出産につき20回
（多胎の場合40回）（1日1回まで）

利用できる時間

月曜日から金曜日まで
午前8時から午後6時まで

利用料金

1回（2時間以内）につき 500円

※買物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費を負担していただきます。

※訪問先に駐車場がない場合は、近隣の有料駐車場料金を負担していただく場合があります。



（裏面も御覧ください）

利用方法



利用券の交付

妊娠届出をされた方に窓口（母子保健課・各支所等）でヘルパー利用券を交付します。
*転入者等で利用券をお持ちでない方は、子ども総合相談センターに御連絡ください。

利用申込み

サービスを利用したい時に、希望する事業所（下に記載）に電話で直接お申込みください。
希望するサービス内容、日時等をお伝えいただきましたら、事業所が調整を行います。
*ヘルパーの円滑な派遣のため、利用希望日の2日前までにお申込をお願いします。
（急な利用を希望する際には、事業所に御相談ください。）

*事業所の状況によっては、サービス内容、日時等でご希望に添えない場合がありますので御了承ください。

ヘルパー訪問（サービス利用）

ヘルパーが家事・育児支援のサービスを行います。
*利用券及び母子健康手帳をヘルパーに提示し、確認を受けてください。
*初回のサービス利用時には、必要に応じ、利用時間内で面談を行い、お子さんの様子や家の様子などの聞き取りをします。

サービス利用後

ヘルパーが提示する報告書の内容を確認の上、確認欄へのサインをお願いします。
ヘルパーが利用券の事業所確認欄に実施内容を記入します。
利用料金（1回500円）をヘルパーに支払い、領収書をお受け取りください。

利用できる事業所

令和2年8月現在

事業所名	住所・電話	申込み・問合せ
		受付日・時間（祝日を除く）
旭川NPOサポートセンター	7条通13丁目60-8 ウォーム713 102号室 ☎74-5380	月～金 8:45～17:15
旭川大丸ケアサービス(株)	 4条通1丁目1963 ☎21-5002	月～金 8:00～20:00
産前・産後ヘルパー あーちゃんの手	 江丹別町中央 ☎090-6446-9034	月～金 9:00～17:30
保育サポーター あいあい	☎090-6266-1051	月～金 8:00～19:00

※上記情報については、変更になる場合がありますので、最新の情報を旭川市ホームページで御確認ください。

【お問合せ】

〒070-0040 旭川市10条通11丁目
旭川市子ども総合相談センター
電話 0166-26-5500
FAX 0166-26-5508

旭川市ホームページ
(産前・産後ヘルパー事業)

